

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
子育てサロン助成金交付要項

- 1 目的 飯山市内で子育てしている人の子育て支援の一環としてサロン参加者同士のふれあいを目的とし、新たに子育てサロンを立ち上げる団体、または現在活動しているサロンにあっては先進的な事業を行うサロンに対し、助成を行う。
- 2 助成期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 実施主体 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
- 4 交付対象 5名以上で構成されている子育てサロンで活動している団体
活動実績に応じて年間上限50,000円まで助成
- 5 申請方法 申請者は社会福祉法人飯山市社会福祉協議会へ助成金申請書及び事業計画書、予算書を提出する
- 6 助成方法
 - ・助成金の交付決定後、助成対象経費の8割を事前に交付することができる
 - ・助成額は事業終了後の実績報告書に基づき確定し清算することとする
 - ・助成対象経費が事前交付額に達しない場合は、事業終了時に返還することとする
 - ・事業が終了したときは、速やかに所定の報告書に次に掲げる書類を添えて、飯山市社会福祉協議会へ提出するものとする
 - ①事業報告書
 - ②事業収支決算書
 - ③事業実施に伴う経費に係る領収証の写し等
 - ④事業の活動状況が分かる写真等の資料（広報誌等）

*対象経費の具体的内容

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ・活動に関わる経費（事務消耗品・損害保険料） ・活動に関わる連絡などの郵送料など ・活動に関わる催し等の材料費 ・外部講師などに対する謝礼金 ・会場借用料 ・絵本、スポーツ用品、玩具など ・ポスター・広報紙・パンフレットなどの作成費用 ・写真プリント代 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会費 ・交際費 ・食糧費 ・慶弔費 ・賃金、日当等人件費 ・積立金 ・旅費・ガソリン代 ・備品購入費（パソコン・コピー機など日常的に使用する物品）

*玩具等については個人所有としないこと



この事業には赤い羽根共同募金が使われています

